

令和5年5月吉日

お取引先様各位

クラブン株式会社
総務部 経理課

適格請求書発行事業者登録番号の通知について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日より、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方法として、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）の導入が予定され、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

つきましては、クラブン株式会社の『適格請求書発行事業者登録番号』を通知いたします。尚、当社といたしましては、請求書の発行をもってインボイスといたします。

敬具

記

1. 弊社の適格請求書発行事業者登録番号を以下の通り通知いたします。

弊社登録番号：T3-2600-0101-3146

以上

■本件に関するお問合せ先■

クラブン株式会社 総務部経理課

〒710-0834 岡山県倉敷市笹沖 410-5 [TEL:086-422-9595](tel:086-422-9595)

※インボイス制度に関する一般的なご質問や登録申請手続きについては、貴社顧問税理士や所管の税務署、または国税庁ホームページ等にてご確認いただきます様、お願いいたします。